

地域包括支援センターについて

地域包括ケア推進室 ☎229-3294 FAX 229-3334



高齢者の総合相談の拠点として地域包括支援センターを設置しています。保健師や社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門職による相談のほか、介護予防ケアプランの作成や権利擁護、高齢者虐待防止などの業務を行っています。詳しくは、市ホームページをご確認ください。

センター名	担当地域	ところ	問い合わせ
津中央	津地域(敬和・養正・新町)	東丸之内4-21	☎253-5225
津中部中	津地域(安東・櫛形・一身田・津西)	波見町554-69	☎271-6535
津中部北	津地域(北立誠・南立誠・白塚・栗真)	島崎町97-1(津地区医師会館 2 階)	☎213-3181
津中部東	津地域(修成・育生・藤水・南が丘)	津興2947(八幡園敷地内)	☎213-8115
津中部西	津地域(神戸・片田)、美里地域	野田2059(特別養護老人ホーム泉園内)	☎237-2018
津中部南	津地域(高茶屋・雲出)、香良洲地域	高茶屋小森町4152(特別養護老人ホームシルバーケア豊壽園内)	☎238-6511
津北部東	河芸地域	河芸町浜田868(津市河芸ほほえみセンター内)	☎245-6666
津北部西	津地域(大里・高野尾・豊が丘)、芸濃地域、安濃地域	安濃町東観音寺353(介護老人保健施設あけのう内)	☎267-1125
津久居	久居地域	久居新町3006(ポルタひさい3階久居ケアサービスセンターシルバーケア豊壽園内)	☎254-4165
津一志	一志地域、白山地域、美杉地域	白山町川口892(白山保健福祉センター内)	☎262-7295
津 市	津市全域	西丸之内23-1(市本庁舎地域包括ケア推進室内)	☎229-3294



狭あい道路を広げて住みよいまちに

建築指導課 ☎229-3185 FAX 229-3336



市が管理する幅員 4 m 未満の狭い道路を広げるため、敷地の後退(セットバック)部分を寄付していただける人を対象に、測量・分筆や支障物件の除却などにかかる費用の一部を助成します。

対象道路 以下のいずれかに該当する道路

- 建築基準法第42条第 2 項の規定に係る道路
- 幅員 1.8m 以上 4 m 未満の市道
- 建物が立ち並んでいる幅員 4 m 未満の道路

申し込み 申請書に必要事項を記入し、直接窓口または郵送で建築指導課(〒514-8611 住所不要)へ ※申請書は市ホームページからもダウンロード可

対 象	助成額など(上限)
● 道路拡幅用地の測量、分筆、所有権以外の権利の抹消登記	12万円(測量費) 3万円(分筆登記費) 5,000円(抹消登記費)
● 道路拡幅用地内にある門、塀、擁壁、生け垣などの除却 ● 水道メーター、排水ますなどの移設	50万円 ※除却などに要した費用の1/2または津市が算出した費用の1/2
● 道路拡幅用地 ● すみ切り用地	100万円 ※路線価に寄付面積を乗じて得た額の1/2

